

工 事 資 料 一 覧 表

1 提出書類 ※1

No.	工 事 資 料 名	当初請負額 500万円 未満 ※3	検査 資料	当初請負額 500万円 以上	検査 資料	備 考
1	施工計画書（再生資源利用・利用促進計画書含む）	○ ※4	●	○	●	仕1-1-1-4
2	再生資源利用・利用促進（実施）書（計画書は施工計画書）	○ ※4	●	○	●	仕1-1-1-18
3	設計図書照査表	△	▲	○	●	契19、仕1-1-1-3
4	施工体制台帳	△	▲	△	▲	建24の7、建則14の6
5	施工体系図	△	▲	△	▲	建24の7、建則14の6
6	工事履行報告書（工事実施工程表含む）			○	●	契12
7	使用材料報告書（再生骨材品質等確認報告書含む）	○	●	○	●	契14
8	確認・立会願（状況写真添付）			○	●	契10の2、10の3、仕3編1-1-6
9	工事打合せ簿	○ ※5	●	○ ※5	●	契10の2、10の4
10	建設副産物処理承認申請書・同処理調書（産廃処理業者及び収集運搬業者の許可証と契約書写し、処理場等書類と写真添付）			○	●	仕1-1-1-18
11	施工管理報告書（品質管理、出来形管理）	○	●	○	●	仕1-1-1-23（出来形・品質）
12	完成図面（電子データ）	△	▲	△	▲	特記仕様書
13	工事写真（電子データ）	○	●	○	●	契15
14	台帳関係（舗装・橋梁・照明・標識等）（電子データ）	該当がある場合		該当がある場合		
15	その他	監督員が必要と認める資料				
		○：作成資料				
		●：検査で確認する資料				
		△：該当する場合に作成する資料（検査で確認）				

※1：提出書類とは、施工に伴い作成する資料であって、完成時には現場とともに発注者に引き渡す書類である。

※3：当初請負契約100万円未満の工事資料については、工事写真と出来形のわかる資料とする。（施工計画等は不要）

※4：当初請負額500万円未満（100万円未満を除く）の施工計画書に記載する事項は下記の事項は省略できないものとする。

- 1 工事概要
- 2 計画工程表
- 3 現場組織表
- 4 安全管理
- 5 緊急時の体制及び対応
- 6 再生資源利用・利用促進（計画）書
- 7 その他（受注者、発注者が工事施工上必要な事項）

※5：「通知」「提出」「報告」「届出」の提出は、まとめて提出することも可とする。

この場合の提出頻度は、月に2回程度を標準とし、監督員職員との協議により決定する。

・「指示」「協議」に関する工事打合せ簿は、従来通りの扱いとする。

備考欄の凡例

建	建設業法
建則	建設業法施行規則
廃掃	廃棄物処理法
安	労働安全衛生法
安則	労働安全衛生規則
労基	労働基準法
土指針	土木工事安全施工技術指針
契	矢板市建設工事請負契約書
仕	栃木県土木工事共通仕様書
考査	考査項目別運用表

2 請負業者手持ち資料（検査を受けた年度の翌年から5年間保存） ※2

No.	工 事 資 料 名	検査 資料	備考
1	安全教育実施記録簿（写真添付）	△	仕1-1-1-26
2	産業廃棄物マニフェスト（総括表を含む）	△	廃掃12の3、仕1-1-1-18
3	建退共証紙購入報告書・建退共証紙受払簿	△	仕1-1-1-40
4	有資格者証写し一覧表（元請け、下請け）	△	安14、安則16
5	新規入場者教育実施記録簿（状況写真・教育資料添付）	△	安59、安則35
6	KY活動等実施記録簿（状況写真添付）	△	安28の2、安則24の11
7	重機等検査証写し及び点検記録簿（自主点検票・状況写真添付）	△	安則169
8	重機作業における誘導員及び人との分離措置状況写真	△	安則158
9	作業員名簿（自社・下請）	△	労基107
10	社内パトロール実施記録簿（状況写真添付）	△	考査
11	保安施設記録簿資料（状況写真添付）	△	土指針2-2、2-3
12	山留め、仮締切等土留め支保工の設置後点検記録	△	安則375
13	足場、支保工等の設置後点検記録	△	安則567
14	安全協議会等の実施記録簿（状況写真添付）	△	考査
15	各種安全パトロール指摘事項是正報告書	△	考査
16	舗装切り取りコア等（1工事あたりの施工面積が極小※6で異常が認められない場合には不要、確認は納入伝票で行うものとする）	△ ※7	仕1-1-1-23
17	工事カルテ（請負金額500万円以上）	△	仕1-1-1-5
18	交通誘導員集計表及び伝票	△	仕1-1-1-23
19	各種関係機関等許可証等	△	仕1-1-1-35
20	創意工夫提案資料（状況写真添付）	△	考査
21	地域への貢献等実施状況（地域コミュニケーション、ボランティア活動記録等）（状況写真添付）	△	考査
			△：該当する場合 （検査で確認する資料）

※2：請負者手持ち資料とは、発注者に提出を要しないもの。ただし、完成検査時に、確認をするので一度提出するものとする。（検査後返却）（原本・原稿等提示）

※6 監督員と協議の上、省略するか決定すること。

※7 検査時に確認するため、検査時に持ち込むこと。